

## 業務委託 部分払い契約約款

契約書記載の業務委託の発注者 掛川市長 久保田 崇（以下「甲」という。）と受注者  
（以下「乙」という。）

（部分払金）

- 第1条 乙は出来形部分が請負金額の10分の4を超えた場合には、委託業務の完成前に、出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することが出来る。ただし、この請求は1回限りとする。
- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求にかかわる出来形部分の確認を甲に請求しなければならない。
  - 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の確認を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。
  - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
  - 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払の請求をすることが出来る。この場合においては、甲は当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
  - 6 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)